

短期入所都加算の 請求事務の手引き

令和5年11月
中野区健康福祉部障害福祉課
認定給付係

I 短期入所都加算について

1. 概要

中野区が支給決定をした受給者が、短期入所サービスを利用した場合に、利用した日数分を単位表に基づき訓練等給付費に上乗せして事業所に支払う加算額のことです。

※事業所の所在地にかかわらず、中野区の支給決定者が利用した場合に加算対象となります。

2. 根拠法規

東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領

3. 補助要件（重要）

● 福祉サービス第三者評価の受審

福祉サービス第三者評価を3年に1回受審する必要があります。受審を完了せずに3年を経過した場合は、起算日（最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日）から3年を過ぎた月以降、受審が完了した月までのサービス提供分について、助成を受けることができません。

例)

令和2年10月20日受審完了後、令和6年2月10日まで再受審完了せず。



令和5年11月提供分から令和6年2月提供分まで都加算なし

※受審完了日は、東京都福祉サービス評価機構に提出する「福祉サービス第三者評価結果報告書」の報告日（報告書様式の右上の日付）です（東京都の場合）。

※ただし、指定年月日から起算して3年間は補助要件を満たしているとみなします。

II 請求方法

1. 提出書類

サービス提供月の翌月10日までに以下の「提出書類一覧」の書類を中野区障害福祉課認定給付係まで提出してください。

中野区に初めて都加算を請求する場合は「(2) 毎年提出」に加えて、「(1) 初回提出」の書類も併せて提出してください。また、その他に必要な書類は「(4) 必要の都度提出」をご確認ください。

「福祉サービス第三者評価結果報告書の写し」は、補助要件確認のため、**受審完了日がわかるページ**の写しをご提出ください。

提出書類一覧 ☆：HP内に様式あり

(1) 初回提出

- 福祉サービス第三者評価結果報告書の写し
- 指定通知書の写し ※指定年月日から3年以内の場合
- 口座振替依頼書☆ ※押印不要

(2) 毎月提出

- 都加算請求書（短期入所）☆ ※押印不要
- 都加算明細書（短期入所）☆
- 訓練等給付費等明細書（短期入所） ※国保連に提出したものの写し
- 短期入所サービス提供実績記録票の写し ※利用者確認印があるもの

(3) 毎年4月提出

- 福祉サービス第三者評価結果報告書の写し

(4) 必要の都度提出

① 福祉サービス第三者評価の受審完了後、最初に請求する月

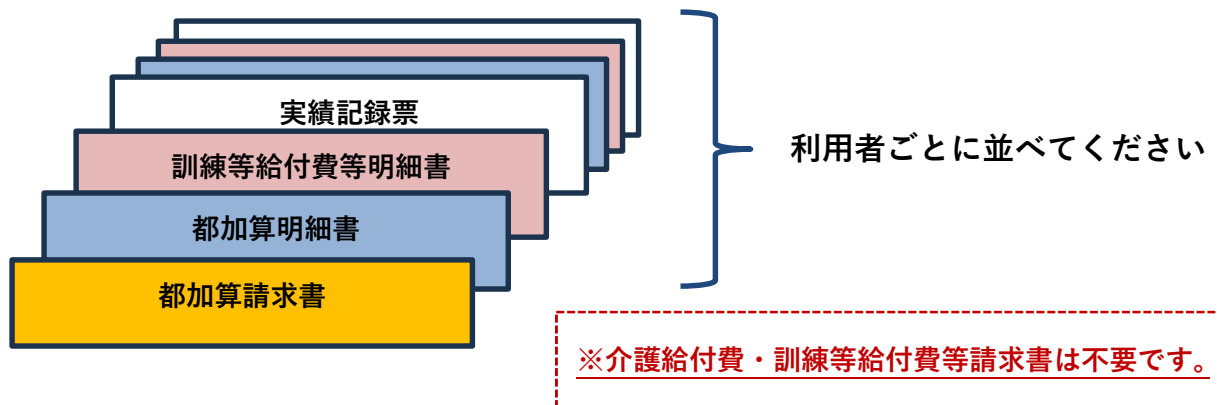
- 福祉サービス第三者評価結果報告書の写し

② 入金口座を変更したい時

- 口座振替依頼書☆ ※押印不要

2. 請求書類の並べ方について

都加算請求書を先頭にして、利用者ごとに都加算明細書→訓練等給付費等明細書→提供実績記録票の順に並べて提出してください。



3. 入金について

口座振替依頼書にご記入いただいた口座に、毎月10日までに届いた請求について、翌月20日頃に支払います。

国保連の請求審査において給付費の支払いが決定した訓練等給付費等明細書にのみ、都加算の支払いを行います。訓練等給付費の請求をしなかった月や、返戻になった月については、お支払いできません。

4. その他の注意事項

複数月提供分をまとめて請求する場合は、提供月ごとに都加算請求書、都加算明細書等を作成してください。

担当 中野区健康福祉部障害福祉課認定給付係
電話 03-3228-8916
メール shogaihukusi@city.tokyo-nakano.lg.jp